

一般財団法人山下太郎顕彰育英会 平成26年度事業計画書(変更後)

(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)

- 1 本会の大学奨学生29名に対し、学資金の貸与を行う。
- 2 本会奨学生のうち、平成27年3月に在学期を卒業する者を対象に「奨学金返還免除決定書交付式」を行う。
- 3 山下太郎学術研究奨励賞2名以内及び山下太郎地域文化奨励賞1件以内を平成27年5月まで選考し、授与する。
- 4 平成27年4月の新入学生を対象に、新規採用奨学生として大学生10名以内を平成27年5月まで選考し、学資金の貸与を行う。
- 5 本会奨学生を対象に、平成27年8月、奨学生相互の交流を図るため「奨学生の集い」を開催する。
- 6 山下太郎先生顕彰施設の維持管理、その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。